

令和6年 2月15日

川崎市議会議長 青木功雄様

宮前区在住者

地方自治法第百条に基づく特別委員会設置についての陳情

陳情趣旨

令和6年1月25日開催の健康福祉委員会の令和5年11月24日付け陳情第44号（以下「陳情第44号」という。）の審査をインターネット中継により傍聴しました。陳情に対する消防局の資料、理事者の答弁を傍聴していて、がく然としました。

それは曖昧な、不確かな答弁の繰り返し、あるいは虚偽的と思われるような答弁を行い、とても誠意のあるものではなく、地方公務員としての社会的な説明責任を果たすどころか、コンプライアンス意識が欠如しています。また、不都合な情報には言及せず、消防局の都合のよい情報のみをつまみ食いの提供し、ごまかそうとする姿勢も見えました。

こうした行為は、市民の代表である市議会の委員会における公平な陳情審査にも影響を及ぼしかねず、市議会・委員会を軽視するものであり、非常にゆゆしきことであります。また、地方公務員としての信用失墜行為にも該当するとも言えます。さらに、このようなことが市議会の委員会の場で行われたことは、市議会・委員会の権威にも関わってきます。

ついては、下記事項について陳情します。

- 1 地方自治法第百条に基づく特別委員会を設置し、令和6年1月25日開催の健康福祉委員会における消防局理事者の問題答弁の事実解明について。

陳情理由

- ① 消防局は、陳情第44号で陳情者が指摘した他都市の規制事例について、「7、他都市の規制の状況：東京消防庁及び横浜市消防局は、変電設備の変更の際の届出について条例等で規定していますが、全てについて届出を求めるものではない。」（令和6年1月25日付け健康福祉委員会資料（以下「資料」という。）4ページ）と説明しています。

複数の委員から「今回の事例（変圧器4台全部を交換する場合）は、東京、横浜ではどうなるか。これが問題の核心ではないか。川崎市と同じなのか。」との質問がありましたが、その度に理事者（予防課長）は「全てについて届出を求めるものではなく、工事の内容を踏まえ、位置、構造及び管理に変更がないかを判断し、個別に検討する、と聞いております。」との曖昧な答弁を繰り返し、正面から真摯に答えようとはしませんでした。委員からも「個別に検討するとはどういうことか。東京消防庁などに十分な確認がされていないのではないか。」との発言がありました。

理事者（予防部長・予防課長）の答弁は、上記のように「全てについて届出を求めるものではなく、工事の内容を踏まえ、位置、構造及び管理に変更がないかを判断し、個別に検討する、と聞いております。」と繰り返すばかりで、ごまかそうとしているようでした。その後も、委員から「東京、横浜も川崎市と同じなのか。」との質問が続き、理事者（予防部長）は「東京、横浜も同じと考えて結構です。」と苦し紛れに明言しました。

審査後、陳情者は、不審に感じたことから東京消防庁（消防署）及び横浜市（消防署）に再度、「変電設備のうち、変圧器について4台全部を経年劣化で交換する場合でも届出を求めないのですか。」と確認したところ、「変圧器を全部ないし一部でも交換する場合は変更届を求めています。それは、変圧器が変電設備の主要な構成機器であり、位置、構造及び管理について確認する必要があるので、届出が必要です。」とのことでした。

本市は、変圧器の増設、移設の場合には届出が必要だが、交換の場合は維持管理の範ちゅうとわいしょう化して届出は不要としているので、他都市とは明らかに違います。また、上記理事者（予防部長）の答弁は、その場しのぎのずさんな答弁です。むしろ虚偽的な答弁ではないかと思われるものです。

陳情第44号の問題は、変電設備の変圧器4台全部を交換した場合でも、変

更届は不要とした当局の方針に端を発しており、そのことは消防局も承知しているにもかかわらず、具体的な事例（変圧器4台全てを更新した場合）をもって他都市へ確認しているわけではありません。このことは、理事者（予防課長）も認めており、真摯な対応ではありません。むしろ変更届を出させていると確認はしたが、当局にとって不利になる情報なので、確認していないと答弁しているのではないかと疑わざるを得ません。

東京消防庁によれば、

ホームページで「電気設備設置（変更）届出書」の記入例を公表しており、今回のように変圧器を交換する場合は、記入要領中⑧「工事種別等」の項目、「工事等種別」の欄の「（3）改設 構成機器・装置等の全部又は一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換すること。」に該当します。

このため、既存の変電設備において変圧器の改設や増設を行った場合でも変電設備の位置、構造及び管理について、条例への適合を確認するため、届出が必要としています。

とのことでした。

また、陳情者が指摘した千葉市、明石市については、説明資料では一切触れていません。委員からも「確認していないのか。」と質問されても、明確な答弁はありませんでした。それは、両市では、明文化されており、本市消防当局にとって都合のよい解釈ができないからです。

陳情者が、再度、両市に「変電設備のうち、変圧器について4台全部を経年劣化で交換する場合も届出を求めているのか。」と確認したところ、「変圧器を全部ないし一部でも交換する場合は変更届を求めています。理由は、変圧器は変電設備の主要な構成機器だからです。」とのことでした。

理事者の対応は、消防局にとって都合の悪い情報は隠すなど、虚偽に近い極めて不誠実なものと言えます。堂々と全ての情報を提供する説明責任を全うすべきで、コンプライアンス意識が全く欠如しています。

- ② 別の委員から「今回の具体的な事例をもって照会したのか。その上で、東京、横浜と考え方は同じなのか。」という質問に、少し間をおいて消防行政の実質的な最終責任者である理事者（消防局長）が答弁に立ち、「今回の具体的

な事例で確認はしていませんが、考え方は東京・横浜も、本市と同じです。」  
と切り切りました。

しかし、他都市では変圧器の交換があった場合は、変更届を出させているが、本市の考え方（変圧器の交換の場合は届出不要）とは違っており、局長の答弁は個別具体的な事例を確認していないにもかかわらず、答弁するなど極めて信頼性のないものであり、コンプライアンスにおいて大きな問題です。消防行政のトップすらコンプライアンス意識に欠けています。ましてや市民の代表である市議会の委員会という公的な席での答弁とは思えません。

- ③ 変電設備の全出力とは、変圧器の定格容量の和に一定の係数を乗じて算出するとされており、これを設置届に記載することになっています。また、条例第14条第1項（位置、構造及び管理の基準）の第8号において「定格電流の範囲内で使用すること。」とされています。変圧器が変電設備の主要機器であることを物語っていると言えます。

また、委員から「変圧器は変電設備の主要構成機器ではないのか。」と質問されても、理事者の答弁は曖昧な答弁を繰り返し、説明責任が果たされていません。本市は、変電設備の主要構成機器である変圧器の交換を配線の交換などと同列に見ており、「維持管理」という表現でひとくくりにしています。一方、他都市に確認したところ「変圧器は変電設備の主要構成機器であるから全部ないし一部でも交換する場合も、変更届を出させている。」ということでした。

- ④ また、別の委員から「資料の「陳情に対する本市の考え方」の「1」の項目の「市」の欄中の「条例の趣旨を超えて、事業者や市民の皆様に対し過度の負担となると考えております。」との記載があるが、過度の負担とはどういうことか。具体的に説明ください。」との質問に対し、理事者は「維持管理する際にすぐに対応する場合でも届出が必要となり、また、回数などもあり負担となります。さらに、設計資料の作成、届出後の審査・検査で消防職員が対応することとなり、これも負担となります。」と答弁しております。このように職員の負担も理由に挙げるなど驚くべき答弁です。住民の安全な生活を担保するのが消防局の仕事であり、そのことを過度な負担の理由の一つとして述べるとは、ただただあきれられるばかりです。

また、東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東電」という。）の説明によれば、変圧器の耐用年数について特に法定年数はなく、減価償却資産年数の上では25年とのこと。実態としての耐用年数は30～35年くらいではないかとのことなので、マンションが存在する間に、1回の更新はあるということになります。更新届を出させても過度な負担とはとても考えられません。変圧器を交換する場合に変更届を出させている他都市は、過度の負担を設置者に課しているのでしょうか。他都市は、過度の負担とは考えないといっています。条例で規制している趣旨からすれば変更届を出させて、「位置、構造及び管理について条例への適合を確認するため、届出が必要としています。」としています。

なお、変電設備は東電の所有物であり、マンション管理組合は変電設備の置き場所として部屋（約13㎡）を無償で供出させられているだけで、設備の管理は東電の責任です。

- ⑤ 理事者は、「設置後、変電設備を変更する場合、設置者自身で条例第14条第1項に定める「位置、構造及び管理」が変更ないかどうか判断して、変更がない場合は届出を不要としている。」と答弁していますが、条例で手続や基準は市が定めるが、適用になるかどうかは設置者（事業者）が判断してくださいといっているようなもので、住民の代表である市議会の議決を得て市長が定めた条例の適用判断を放棄しています。それゆえ、当マンションの状況でいえば、設置の届けは出ているが、2年前に変圧器を4台全部交換したにもかかわらず、消防局では最新の状況を把握しておらず、実態とのかい離が生じていたわけです。また、設置者が判断すればいいというのでは、届出を提出する人などいません。むしろ野放しの状態となり、本当に市民生活を守ろうとする姿勢があるのか大いに疑問です。

また、平成3年以前に設置された変電設備については、設置場所、設置年月日の把握しかしていません。理事者は、「設置時に届けが提出され、検査しているので問題ない。」と答弁しています。ところが、例えば、変圧器を経年劣化で交換した場合でも、変更届を不要としているので、交換した変圧器の情報は一切把握していません。それでも何ら問題がないのでしょうか。余りにも無責任極まる答弁です。